

## 予防接種事業の詳細（前年度からの増額分）

健康福祉部 健康推進課

前年度からの主な増額は、新型コロナワクチン接種と带状疱疹ワクチンの定期接種開始にかかる費用、健康被害救済給付金、带状疱疹ワクチン任意接種助成金の増、その他の予防接種にかかる費用の減によるものです。

項目	令和 6 年度からの増減額
1 新型コロナワクチン接種にかかる費用	322,917 千円
2 带状疱疹ワクチン接種にかかる費用	131,314 千円
3 健康被害救済金の増額分	96,351 千円
4 带状疱疹ワクチン任意接種助成金	5,040 千円
5 その他の予防接種にかかる費用 ※	△52,755 千円
増減額の合計	502,867 千円

※ こどもの予防接種のうち、別々に接種していた「4 種混合ワクチン」と「ヒブワクチン」が、令和 6 年度（2024 年度）から新たに「5 種混合ワクチン」としてまとめて接種できるようになったこと、日本脳炎のワクチン不足により年度を超えて接種期間を延長していた対象者の接種が進んだこと等から、その他の予防接種にかかる費用は減額となっています。

・4 種混合ワクチン 小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタウイルス・BCG

・5 種混合ワクチン 小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタウイルス・BCG・ヒブ